

最終更新日:2010年1月7日

平和不動産株式会社

代表取締役社長 金原策太郎

問合せ先:総務部 03-3666-0181

証券コード:8803

<http://www.heiwa-net.co.jp>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社グループは、コーポレート・ガバナンスの充実を、経営の基本方針を実現するための重要な課題と位置付け、その仕組みを確立することが、株主を始め企業関係者さらには社会からの評価を得るための基本的な要件と考え、役職員が共通の認識をもって日々の業務に取り組んでおります。

当社では、社外取締役1名を選任し、外部からの監督機能を重視しております。また、監査役は2名の社外監査役を選任するとともに、監査役室を設置、専任スタッフを配属しております。

さらに、内部監査部を独立させ、4名の専任者を配属いたしております。

今後も、コーポレート・ガバナンスの拡充に向け、取締役会・監査役会の機能をさらに高める方策を検討していく所存であります。

### 2. 資本構成

|           |            |
|-----------|------------|
| 外国人株式保有比率 | 10%以上20%未満 |
|-----------|------------|

### 【大株主の状況】更新

| 氏名または名称                    | 所有株式数(株)  | 割合(%) |
|----------------------------|-----------|-------|
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)  | 8,874,500 | 5.94  |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)    | 7,050,000 | 4.72  |
| ジェーピーモルガン証券株式会社            | 2,907,000 | 1.94  |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4) | 2,678,000 | 1.79  |
| 大成建設株式会社                   | 2,663,000 | 1.78  |
| 資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)  | 2,484,000 | 1.66  |
| 株式会社りそな銀行                  | 2,229,000 | 1.49  |
| 株式会社三井住友銀行                 | 2,010,093 | 1.34  |
| クラリデン ロイ リミテッド             | 1,872,750 | 1.25  |
| ラボバンクネダーランド東京支店            | 1,702,000 | 1.14  |

### 3. 企業属性

|             |                                       |
|-------------|---------------------------------------|
| 上場取引所及び市場区分 | 東京 第一部、大阪 第一部、名古屋 第一部、札幌 既存市場、福岡 既存市場 |
| 決算期         | 3月                                    |
| 業種          | 不動産業                                  |
| (連結)従業員数    | 100人以上500人未満                          |
| (連結)売上高     | 100億円以上1000億円未満                       |
| 親会社         | なし                                    |
| 連結子会社数      | 10社以上50社未満                            |

### 4. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

該当ありません。

## II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

|      |         |
|------|---------|
| 組織形態 | 監査役設置会社 |
|------|---------|

#### 【取締役関係】

|            |        |
|------------|--------|
| 取締役会の議長    | 社長     |
| 取締役の人数     | 6名     |
| 社外取締役の選任状況 | 選任している |
| 社外取締役の人数   | 1名     |

#### 会社との関係(1)

| 氏名  | 属性       | 会社との関係(※1) |   |   |   |   |   |   |   |   |
|-----|----------|------------|---|---|---|---|---|---|---|---|
|     |          | a          | b | c | d | e | f | g | h | i |
| 梅原馨 | 他の会社の出身者 |            |   |   | ○ | ○ |   |   |   |   |

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b 他の関係会社出身である
- c 当該会社の株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

#### 会社との関係(2)

| 氏名  | 適合項目に関する補足説明 | 当該社外取締役を選任している理由  |
|-----|--------------|---|
| 梅原馨 | ——           | 長年の経営者としての経験と他の会社の社外取締役としての経験から、取締役会に対する有益なアドバイスをいただけると考え、選任しております。 |

#### その他社外取締役の主な活動に関する事項

2009年3月期においては取締役会を15回開催し、そのうち12回に出席しています。

#### 【監査役関係】

|            |        |
|------------|--------|
| 監査役会の設置の有無 | 設置している |
| 監査役の人数     | 3名     |

#### 監査役と会計監査人の連携状況

期中・期末の会計監査人の監査報告を、常勤監査役は必ず受け、意見交換を行います。支店または子会社に会計監査人が赴く場合は監査役も同行します。2009年3月期におけるその回数は、7回であります。会計監査人は、東陽監査法人であります。

#### 監査役と内部監査部門の連携状況

内部監査部が年間監査計画を策定、監査役と協議の上決定。内部監査の結果は監査役に報告されます。

|            |        |
|------------|--------|
| 社外監査役の選任状況 | 選任している |
| 社外監査役の人数   | 2名     |

## 会社との関係(1)

| 氏名   | 属性       | 会社との関係(1) |   |   |   |   |   |   |   |   |
|------|----------|-----------|---|---|---|---|---|---|---|---|
|      |          | a         | b | c | d | e | f | g | h | i |
| 小島茂夫 | 他の会社の出身者 |           |   |   |   |   |   |   | ○ |   |
| 角谷正彦 | 他の会社の出身者 |           |   |   | ○ |   |   |   | ○ |   |

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

## 会社との関係(2)

| 氏名   | 適合項目に関する補足説明 | 当該社外監査役を選任している理由   |
|------|--------------|--|
| 小島茂夫 | ――           | 経営者としての経験から、常勤監査役として取締役会の妥当性・適正性の確保および監査体制の充実を図るため、選任しております。         |
| 角谷正彦 | ――           | 前職の専門的経験と他の会社の社外監査役としての経験から、取締役会の妥当性・適正性の確保および監査体制の充実を図るため、選任しております。 |

## その他社外監査役の主な活動に関する事項

2009年3月期においては、取締役会は15回、監査役会は7回開催されました。  
 角谷監査役は、取締役会に13回、監査役会にはその全てに出席しております。  
 なお、小島監査役は、2009年6月に就任のため、2009年3月期の活動実績はありません。

## 【インセンティブ関係】

|                           |         |
|---------------------------|---------|
| 取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 | 実施していない |
|---------------------------|---------|

### 該当項目に関する補足説明

当社の事業の中心であるビル事業においては、長期的な視点に立った事業展開が必要であり、毎期の業績に直ちに連動する報酬体系が必ずしもインセンティブになるとは考えておりませんが、その一方で、今まで以上に業績・成果を反映した報酬とするため、2008年6月に役員退職慰労金制度を廃止いたしました。また、大きく業績が変動したときに役員報酬を変動させており、2009年3月期における役員賞与は支給いたしておりません。

### ストックオプションの付与対象者

### 該当項目に関する補足説明

## 【取締役報酬関係】

|      |                         |
|------|-------------------------|
| 開示手段 | 有価証券報告書、営業報告書(事業報告)     |
| 開示状況 | 社内取締役及び社外取締役の別に各々の総額を開示 |

### 該当項目に関する補足説明

取締役が209百万円(うち社外取締役7百万円)、監査役が34百万円(うち社外監査役14百万円)、うち退職慰労引当金は、取締役が15百万円(うち社外取締役0百万円)、監査役が1百万円(うち社外監査役0百万円)であります。なお、当社は、2008年6月26日開催の第88回定時株主総会終結の時をもって取締役および監査役の退職慰労金制度を廃止し、同株主総会后、引き続き在任する取締役および監査役に対しては、退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する退職慰労金をそれぞれの退任時に贈呈することを決議いたしております。上記当事業年度に係る退職慰労引当金として計上した額は、退職慰労金制度廃止前に計上したものであります。

## 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会資料については、当日の説明では十分に検討できないと考えられる案件については、あらかじめ資料を配付し、説明をすることとしております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項

当社の取締役会は、社外取締役1名を含む6名で構成され、取締役会規則に基づき、法定事項を含む重要事項について審議しております。そして経営会議は、代表取締役および役付執行役員である取締役で構成され、当社の経営および重要な業務運営管理に関する執行方針を協議決定し、業務執行に関しては、2007年4月より、執行役員制度を導入しております。

監査役が取締役会に出席するのは当然ですが、内部監査部や会計監査人との連携を図ることで監査の実効性を高めております。

2009年3月期において当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、井上司、村本泰雄であり、東陽監査法人に所属し、井上司は3年連続して、村本泰雄は5年連続して監査関連業務を行っております。また、当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士4名、会計士補等2名であります。

### III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

|                 | 補足説明  |
|-----------------|---|
| 株主総会招集通知の早期発送   | 株主総会開催日より3週間以上前の発送を実施いたしております。  |
| 集中日を回避した株主総会の設定 | 集中日の前日までには開催することを目指し、実施いたしました。  |
| 電磁的方法による議決権の行使  | 2008年開催の定時株主総会よりインターネットによる議決権行使を可能とし、また、同年開催の定時株主総会より、株式会社ICJ 運営の機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームへ参加しております。 |
| その他             | 当社ホームページおよび株式会社ICJ 運営の機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームにおいて、招集通知、株主総会参考書類等(英訳版含む)を公開しております。                  |

#### 2. IRに関する活動状況

|                         | 補足説明  | 代表者自身による説明の有無 |
|-------------------------|---|---------------|
| 個人投資家向けに定期的説明会を開催       | 個人投資家向けIRイベント等に定期的に参加し説明を行っております。                           | なし            |
| アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催 | アナリスト・機関投資家向けに、5月に決算説明会を11月に中間決算説明会を開催し、代表取締役社長が説明を行っております。 | あり            |
| IR資料のホームページ掲載           | 決算情報・決算情報以外の適時開示資料・有価証券報告書(半期報告書)・会社説明会資料                   | なし            |
| IRに関する部署(担当者)の設置        | IR担当部署…IR室 IR事務連絡責任者…IR室長                                   |               |

#### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

|                              | 補足説明   |
|------------------------------|--|
| 社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定 | 企業行動憲章を策定し、各ステークホルダーの声を尊重し、高い倫理感をもって社会から信頼され続ける企業を目指します。   |
| 環境保全活動、CSR活動等の実施             | ビル事業における省エネに配慮しております。具体例としては、1. 東京証券取引所ビル…「東京都地球温暖化対策計画書」の提出(東京証券取引所との共同提出)、2. 大阪証券取引所ビル…NEDO(新エネルギー・産業技術総合開発機構)から高効率エネルギーシステム促進事業の交付決定、3. セントライズ栄…「名古屋市建築物環境配慮制度(CASBEE名古屋)」Sランク達成などがあります。今後計画するビルについても省エネに配慮し、建築計画を進めてまいります。また、地球温暖化対策として政府が推進している「チーム・マイナス6%」にも参加し、事務室内の空調温度を上げるとともに、「クールビズ(ノーネクタイ・ノー上着)」を実施するなど、社員の環境意識向上にも取り組んでいます。 |

## IV 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するために必要な体制（以下、「内部統制」という。）を次のとおり整備し、適法で効率的な企業体制の構築を図る。

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(1) 取締役、執行役員および職員は、「企業行動憲章」および「コンプライアンス規程」に基づき、法令・定款の遵守の徹底はもとより、公正で高い倫理観により、広く社会から信頼される経営体制の確保に努める。

(2) 「コンプライアンス規程」に基づき、コンプライアンス体制の整備および問題点の把握に努める。

(3) コンプライアンス上の問題を発見した場合、「内部通報規程」に基づき設置されたコンプライアンス・ホットラインによりその解決と再発防止を図る。

(4) 当社は、市民社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力には、毅然とした態度で対応する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録やりん議書等、取締役の職務の執行に係る情報を適正に記録し、法令および「文書保存・廃棄取扱基準」等に基づき、定められた期間、適切に保存・管理する。

取締役および監査役は、常時これらを開覧することができる。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 当社は、各部門で有するリスクを洗い出し、これらのリスクを総括的に管理する「リスク管理規程」を設け、円滑な情報伝達と緊急体制の整備等適切なリスク管理の実現に努める。

(2) 内部監査部は、全ての部署を対象に定期的にリスク管理状況等業務監査を実施し、その結果を代表取締役社長、監査役などに報告する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 当社は、経営と業務執行に関する機能と責任を分離し、意思決定の迅速化と経営の効率化を図るべく、執行役員制度を導入した。

(2) 担当役員制および「取締役会規則」「執行役員会規則」「事務分掌規程」等社内諸規則に定められた職務権限、意思決定方法により、取締役の職務執行が効率的に遂行されるよう努める。

(3) 中期経営計画および年度事業計画の策定により、全社的な目標を設定し、職務執行を効率的に推進する。

5. 当社ならびに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 当社は、子会社に取締役、監査役を派遣し、取締役は子会社の取締役の職務執行を監督し、監査役は子会社の業務執行状況を監査する。

(2) 子会社は、当社との連携・情報共有を保ちつつ、自律的な内部統制システムを整備することを基本とする。

(3) 財務報告の信頼性を確保するために「財務報告に係る内部統制の整備および運用の基本方針」を定め、その実現に向けて、当社グループを横断する協力体制を整えるべく「財務報告に係る内部統制連絡会」を設置した。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことおよび監査役がその職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社は、監査役室を設置し、監査役が行う監査に関する事項およびその職務を補助する職員を配置する。

その職員の任命および異動は、監査役の同意を必要とし、また、その評定については監査役の意見を十分に聴取する。

7. 監査役に報告するための体制および監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 監査役は、取締役会や執行役員会等の会議に出席し、意見を述べるとともに、その議事録やりん議書等の写しを受領し、それに対する報告等を求めることができる。また、監査役は、定期的に代表取締役と、必要に応じて内部監査部または会計監査人と協議の場を持つ。

(2) 取締役は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したときは、直ちに監査役会に報告を行う。

### ■ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、市民社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力には、毅然とした態度で対応する。

(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社は、「企業行動憲章」および「内部統制システム構築の基本方針」において反社会的勢力には毅然とした態度で対応する方針を定め、これを取締役、執行役員および職員に周知徹底しております。

社内体制としては、総務部を対応統括部署とし、反社会的勢力による不当要求等の事案が発生したときは、弁護士や所轄警察署等関連機関とも連携し、対応いたします。

また、社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会への加盟を通じて反社会的勢力排除活動に参加するとともに情報の収集に努め、必要に応じて、その内容を各部署にフィードバックしております。

## 1. 買収防衛に関する事項

2009年6月25日開催の定時株主総会において、「当社株式の大量買付行為に関する対応策(買収防衛策)」(以下「本プラン」といいます。)の継続を決議いたしました。本プランの継続を決定した理由および本プランの概要は以下のとおりです。

### 基本方針

当社は、当社の支配権の移転を伴うような株式の大量の買付提案に応じるか否かの判断は、最終的には、当社の株主の皆様ご意思に基づき行われるべきものと考えます。

また、当社は、当社株式の大量の買付行為であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかし、株式の大量の買付行為の中には、1. 当社の株主の皆様が買付行為の是非を適切に判断するための時間・情報を提供しないもの、2. 買付行為を行う者と交渉する機会を与えないもの、3. 当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するものも少なくありません。

当社は、このような不適切な株式の大量買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当ではなく、このような者による大量買付行為に対しては、必要かつ相当な手段を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

### 1. 当社の企業価値の向上ひいては株主共同の利益確保への取組み

当社は、我が国金融市場の中核的機能・役割を担う東京、大阪、名古屋などの証券取引所、そのピルのオーナー企業として、昭和22年に創立されました。

以来、当社は、「快適なオフィス環境と住まう人に心から満足していただける生活空間を提供する。」という経営理念の下、ビル事業に加え、住宅事業や資産開発事業の3部門を基幹事業とし、常に時代の変化を先取りし、ユーザーの多様なニーズに応え、確かな信頼と評価を得て事業展開を行ってまいりました。

ビル事業においては、証券取引所に対する施設賃貸事業が事業の中核であることには変わりはありません。言うまでもなく、証券取引所は我が国金融市場の根幹を担う極めて公共性の高い機関であり、その施設を提供する当社には、その社会的公器としての機能の維持・向上を施設面から支えるという重要な役割・使命が課せられており、これまで、東京、大阪、名古屋の各証券取引所ビルの建替えも進めてまいりました。

加えて、業容の拡大、収益力の強化とともに地域の活性化を図るべく、オフィスビル、商業施設、ホテル等の開発などを行っております。

さらに、住宅開発事業においては、他社とのコラボレーションによる大規模マンション分譲のほか、自社単独の住宅開発事業への進出に取り組むとともに、資産開発事業では、証券化手法を活用した開発事業等を展開するとともに、アセットマネジメントなどのフィービジネスの一層の拡大に向け、戦略的な事業展開を図っております。

当社としては、このような不動産の賃貸・販売・資産開発証券化等の取組みが、当社の企業価値ひいては株主共同の利益向上につながり、当社の株主を始めとするあらゆるステークホルダーからの厚い信頼と利益に資するものと深く確信しております。

### 2. 本プランの目的

本プランは、前述のとおり基本方針に沿って、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保し、向上させることを目的としております。

当社取締役会は、1. 当社株主の皆様が買収の是非を適切に判断するための時間・情報を確保すること、2. 当社株主の皆様のために下記4に定義する大量買付者と交渉を行う機会を確保すること、3. 当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損する大量買付を抑制すること、以上を可能とする仕組みが必要不可欠であると判断しました。そこで、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一環として、本定時株主総会で当社株主の皆様にご承認いただけることを条件として、本プランの継続を決定いたしました。

本プランの継続にあたりましては、関係諸法令、裁判例、東京証券取引所の定める買収防衛策の導入に係る規則等ならびに経済産業省および法務省が公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」(以下「買収防衛策に関する指針」といいます。)および企業価値研究会が公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」(以下「買収防衛策の在り方」といいます。)の内容に配慮しております。

### 3. 本プランの概要

本プランは、一定規模以上の当社株式の買付けを行おうとする大量買付者に対し、当社が定める買付プロセスに従うことを求めています。

当社は、1. 大量買付者が買付プロセスを遵守しないと当社取締役会が判断した場合、または、2. 大量買付者が行う買付けが当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損すると判断した場合には、対抗措置を発動することがあります。

なお、当社取締役会は、この判断に際して、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役、当社社外監査役または社外有識者から構成される委員会(「独立委員会」と称します。)の勧告を最大限尊重いたします。

上記の本プランにおける対抗措置として、新株予約権の無償割当等、法令等および当社定款上認められる対抗措置を用いる場合があります。

### 4. 本プランの公開

本プランの詳細は、2009年5月15日プレスリリース「当社株式の大量買付行為に関する対応策(買収防衛策)の継続について」を当社ホームページに掲載しておりますので、下記URLをご参照ください。

<http://www.heiwa-net.co.jp/news/pdf/090515b.pdf>

## 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

該当ありません。

